

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	デジタル粉じん計法定点検業務委託	07 医療・理学機器保守等	公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	77,630	R5.7.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和5年度長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託(単価契約)(その5)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	大正すずらんクリニック	単価契約6,339 円外	R5.7.4	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	令和5年度大阪市職員(獣医師・薬剤師)採用試験にかかる試験問題等作成業務委託(概算契約)	13 その他代行	株式会社公職研	511,940	R5.7.6	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	大阪市保健所執務室(保健医療対策課)電話回線増設業務委託	01 建物等各種施設管理	KOSネットワーク株式会社	66,220	R5.7.25	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

デジタル粉じん計法定点検業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター

3 随意契約理由

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「法」という。)に規定する空気環境の調整に係る建築物環境衛生管理基準において、浮遊粉じんの量に関する基準値が設けられており、これに基づき保健所環境衛生監視課では、特定建築物の浮遊粉じんを測定している。

浮遊粉じんの量の測定器は、法施行規則第3条の2第1項第1号により、厚生労働大臣の登録を受けた者により較正された機器を用いて行うよう定められており、現在、厚生労働大臣の登録を受けているのは、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターのみであることから、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 (電話番号 06 - 6208 - 9981)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度 長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託（単価契約）（その5）

### 2 契約の相手方

大正すずらんクリニック

### 3 随意契約理由

BCGワクチンは、結核への罹患を予防するため、予防接種法に規定する定期接種として、生後から1歳の誕生日の前日までの間に1回接種することとされている。

しかし、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、上記接種対象期間にBCGの接種を受けられなかった場合は、①4歳の誕生日の前日まで、かつ、②当該接種できなかった事由が消滅してから2年以内であること、の両方の条件を満たしていれば、対象者（保護者）からの申請に基づき、定期接種としてBCGワクチンを接種することができる特例措置が設けられている。

この特例措置によりBCGワクチンを接種する場合、大阪市においては、対象者に対して事前にツベルクリン反応検査を行うこととしている。この検査の結果、過去または現時点において結核に感染していると認められた場合は、必要な治療等に移行することとし、BCGワクチン接種は行わないこととなる。このように本検査は、特例措置によるBCGワクチン接種の事前検査として必須の手続きとしていることから、特例接種を行う医療機関を対象として、検査にかかる契約を締結する必要がある。

この契約相手方について、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）に加入する医療機関については、BCGワクチンの予防接種にかかる契約を大阪府医師会と一括契約と同様に、本検査についても大阪府医師会と一括契約を行う。また、大阪府医師会に加入していない医療機関のうち本検査の実施を希望する医療機関については、本市とBCGワクチンの接種にかかる委託契約があること及び本検査の実施能力があることを条件として個別に契約を締結する。

今回、大阪府医師会に加入していない上記契約相手方から、本検査にかかる契約を希望する申出があり、本市とBCGワクチン接種の委託契約をすでに締結しており、本検査の実施能力があることを確認したため、随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（結核グループ）（電話番号 06-6647-0653）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度大阪市職員（獣医師・薬剤師）採用試験にかかる試験問題等作成業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

株式会社 公職研

### 3 随意契約理由

獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等の医療職にかかる職員採用試験（以下「医療職採用試験」という。）については、「職員の任用に関する規則（平成28年（人）規則第2号）」により、人事委員会から任命権者に委任されており、健康局において実施している。

医療職採用試験については、各専門職種についての知識及び適性を有するかどうかを正確に判定するため「筆記試験」及び「口述試験」をあわせて行うこととしており、「筆記試験」の試験内容については、各職種に就くにあたって必要な知識を問う記述式による試験（以下「記述式専門試験」という。）を行うこととしている。

記述式専門試験にかかる試験問題及び解答の作成、採点業務（以下「試験問題等作成業務」という。）については、専門性が非常に高いことから業務委託を行うものであるが、記述式専門試験においては、各専門職種についての基本的知識のみならず、行政を担う専門職種として必要な知識を有しているかの判定も行う必要があり、また、当局においては、優秀な人材の受験機会を確保するため他の自治体と異なる実施日を設定していることから、業者選定にあたっては、「地方自治体における職員採用試験において、試験問題等作成業務を受託した実績を有し」、かつ、「当局が指定する実施日に記述式専門試験問題を提供できる」こととしている。

医療職採用試験における記述式専門試験にかかる試験問題等作成業務の実績について、各指定都市に照会し、回答を得た委託先は4者であったが、そのうち専門試験問題の提供を行っているのは、2者であった。また、2者のうち、当局が指定する実施日に専門試験問題を提供でき、かつ、記述式専門試験問題を取り扱っている事業者は、株式会社公職研のみであったことから、上記相手方と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号06-6208-9922）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所執務室（保健医療対策課）電話回線増設業務委託

2 契約の相手方

KOS ネットワーク株式会社

3 随意契約理由

本案件は大阪市保健所保健医療対策課執務室の電話回線増設を行うものである。

現在設置している電話交換機は、上記業者が設置し保守点検を行っているため、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することとし、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）